

保存樹林等に関するよくある質問集（協定者向け）

用語

保存樹林等…保存樹林・保存樹木・保存生け垣のこと
所有者…市と保全協定を締結している方のこと

Q1 維持管理は誰が行うのか。

A1 所有者（又は所有者から管理を依頼された者）が行います。

Q2 維持管理にかかる費用に対する助成はないのか。

A2 ありません。

Q3 近隣住民等からの苦情や要望の窓口は誰か。

A3 窓口はありません。所有者に直接連絡される事例もあります。市に連絡があった場合、みどり公園課の職員が現地確認を行い、必要に応じて所有者に書面等で報告いたします。

Q4 定期的に剪定等を行わなければならないのか。

A4 保全協定において次のとおり定めております。

保存樹林

「保存樹林内の下草、枯枝等を年2回以上の頻度で除去するものとし、樹木の枝等が隣地へ越境しないよう、定期的な剪定その他の美観上必要な管理を行い、あわせて防災に努めなければならない。」

保存樹木・保存生け垣

「病害虫の防除等美観上必要とする管理をし、あわせて防災に努めなければならない。」

特に台風など風水害が予想される時は、なるべく事前事後に見回りを行い、折れそうな幹や枝がないか確認してください。（危険なときはお控えください。）

上記の判断が難しい場合は、樹木医による診断をお勧めします。

Q5 伐採（木をなくすこと）する場合、手続きが必要か。

A5 協定と森林法（伐採届）の規定をご確認ください。

【協定】

次の場合、協定解除となるため、保存樹林等解除申出書をご提出ください。

保存樹林…伐採後、地目が山林として認められないとき

保存樹木・保存生け垣…植え直ししないとき。

【森林法（伐採届）】

神奈川県森林計画の対象箇所に該当する場合、1本でも伐採届が必要になります。

対象箇所は神奈川県ホームページ「e-かなマップ」の地域森林計画対象民有林位置図で確認できます。

<https://www2.wagmap.jp/pref-kanagawa/PositionSelect?mid=28>

上記 URL から「環境」→「地域森林計画対象民有林位置図」と進んだ先で確認できます。

Q6 造園業者を紹介してほしい。

A6 特定の業者を紹介することはできないため、（一社）大和市造園協会 電話：046-269-4188 に

ご相談ください。

Q7 近隣住民と保存樹林等に関するトラブルになったが、市は対応してくれるのか。
A7 個人間のトラブルに対し、市は仲裁等を行いません。弁護士との法律相談については、市民相談課（電話：046-260-5104）にお問合せください。

Q8 倒木により通行人がケガをした。
A8 保存樹林等に係る事故がございましたら、必ずみどり公園課にご連絡ください。

Q9 緑化奨励金の交付手続きの流れは。
A9 概ね次のスケジュールとなっています。
1 月初旬 市から各協定者に交付申請書類を送付
～1 月末 交付申請書類を提出
3 月下旬 緑化奨励金を交付（指定口座に振込）

【注意】

- ・申請書類の提出がない場合、当該年度の支払いができません。
- ・申請書類の提出がない方に対し、市から連絡は差し上げません。
- ・申請書類は原則として協定者本人の住所に送付するため、氏名や住所等に変更があったときは必ず届け出てください。未届けに起因する誤配等に対し、市は責任を負いかねます。

Q10 協定内容を変更したい。協定を解除したい。
A10 市のホームページに各種様式を公開していますので、記入押印のうえ、みどり公園課にご提出ください。
※相続以外の理由による中途解除は返還金が発生するため、解除時期にご注意ください。

Q11 更新手続きは必要か。
A11 保存樹林については、更新時期が近づいた方に対し、「保全協定更新申出書」を送付いたします。記入押印のうえ、みどり公園課にご返送ください。
保存樹木と保存生け垣については、自動更新となっています。解除を希望される場合は、A10と同様にご提出ください。

【参考】点検時のチェックポイント

次の状況が見られる場合は、樹木が衰弱又は枯死しているおそれがありますので、特に注意してください。また、枝葉の隣地越境や電線類への伸長がないか、併せてご確認ください。

- ・幹にツルが巻付いている
- ・幹の腐朽、食害等による空洞化
- ・木の周囲に大きい枝が折れ落ちている
- ・その木だけ葉がない、葉が枯れている

【大和市ホームページ】

保存樹林・保存樹木・保存生け垣

https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/13/koen_ryokuchi/machinoryokuka/20261.html

次の二次元バーコードからも閲覧できます。



問合せ先

担当 大和市 環境施設農政部 みどり公園課 みどり推進係

電話 046-260-5451（直通）